小牧市内で創業のために融資を受けた方々へ

小牧市創業支援利子補給補助金交付制度のご案内

この制度は、株式会社日本政策金融公庫及び小牧市と小規模企業等振興資金に関する覚書を締結している取扱金融機関（※）から創業のために必要な資金の融資を受けたものに対し、利子の一部を補助する制度です。新産業、新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

（※）参考

金融機関名	店舗名	金融機関名	店舗名
三菱ＵＦＪ銀行	小牧支店	瀬戸信用金庫	小牧支店
大垣共立銀行	小牧支店	岐阜信用金庫	楽田支店
	田県支店		小牧支店
十六銀行	小牧支店	東濃信用金庫	小牧支店
愛知銀行	小牧支店		小針支店
	小牧西支店		鷹来支店
名古屋銀行	小牧支店	東春信用金庫	本店
	小牧駅前支店		味岡支店
中京銀行	小牧支店		篠岡支店
中日信用金庫	藤島支店		小牧西支店
いちい信用金庫	小牧支店		市之久田支店
	小牧北支店		桃花台支店
	岩倉支店		

１．　補助対象者

個人事業主及び会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社で次のいずれにも該当する方。

（１）市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方

（２）事業の開始前及び事業の開始から１年以内に公庫等から市長が別に定める創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った方

（３）市税の滞納のない方

（４）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

２．　補助対象経費

補助対象経費は、創業資金に係る融資に基づき支払う利子のうち、第１回から第３６回の支払いのものとします。

３．　補助金額

補助金額は、対象期間における支払済利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）とし、年額１０万円を限度とします。

４．　申請方法

小牧市創業支援利子補給補助金交付申請書（様式第１）に下記書類を添付して毎年１２月末日までに支払った利子について、当該年度の１月末日までに市商工振興課へ提出して下さい。書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しします。

＜添付書類＞

- 公庫等が証明する創業資金融資に係る利子の支払を証する書類
  ※㈱日本政策金融公庫から融資を受けている方は、日本公庫ダイレクト（オンラインサービス）をご利用いただくか、お取扱支店（ご返済係）まで連絡し、利息支払証明書を取得してください。その他の金融機関は、所定の様式（市ＨＰに用意）を持って借入金融機関で証明をもらってください。
- 支払明細書の写し
  ※㈱日本政策金融公庫から融資を受けている方は、ご融資の際に送付されたお支払額明細書の写し。その他の金融機関は、利息支払予定日の一覧が記載されたもの。
- 市税に未納のない証明書
  ※申請日以前１年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- 個人にあっては、個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署へ提出したもの）
- 法人にあっては、法人等設立申告書の写し（小牧市へ提出したもの）

  ※第２年度以降の申請については、個人・法人いずれも省略可。
- 小牧市創業支援利子補給補助金交付請求書（様式第３）

５．　その他

市の小売商業振興対策促進利子補給補助金との重複適用は出来ません。

＜問い合わせ先＞
小牧市役所　商工振興課　新産業創出係
〒４８５－８６５０　小牧市堀の内三丁目１番地
電話：０５６８（７６）１１１２　　FAX：０５６８（７５）８２８３